平成２０年（フ）第７７号
兵庫県豊岡市江本55番地の６、開始決定時の住所京都府与謝郡与謝野町字下山田1921番地１
破産者　白數　八良
１　決定年月日　平成21年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２１年（フ）第６８号
京都府京丹後市網野町浅茂川1630番地の１
破産者　田中　秀雄
１　決定年月日　平成21年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２０年（フ）第１１３号
山口県山陽小野田市大字西高泊269番地１、開始決定時の住所山口県宇部市大字川上380番地６
破産者　江本　滿代
１　決定年月日　平成21年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２０年（フ）第１１３６号
熊本市国府１丁目13番16―403号
破産者　今津　克彦
１　決定年月日　平成21年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１２２号
熊本市東本町16番39―905号
破産者　今田　哲也
１　決定年月日　平成21年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第２２８号
熊本市田井島２丁目８番21―201号、前住所熊本市田井島３丁目９番10号
破産者　西村　康政
１　決定年月日　平成21年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第４２号
大分県速見郡日出町大字藤原2475番地６
破産者　桝田　耕平
１　決定年月日　平成21年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２０年（フ）第８５７号
宮崎市大塚町宮田2839番地　ル・グラン大塚中央906号
破産者　田村淳一こと　峯戸松淳一
１　決定年月日　平成21年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結

平成２０年（フ）第７４７号
東京都目黒区平町２丁目15番20号
破産者　株式会社エフ・アイ・ティー
１　決定年月日　平成21年10月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第７４８号
神奈川県逗子市桜山８丁目10―18―Ｂ―Ａ、住民票上の住所東京都目黒区平町２丁目15―20
破産者　伊東　輝泰
１　決定年月日　平成21年10月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１８９８３号
東京都板橋区栄町８―２―203、開始決定時の住所東京都東大和市仲原４―20―15
破産者　山口　　修
１　決定年月日　平成21年10月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２１０１６号
千葉県松戸市五香３丁目24―５
破産者　中薗　正和
１　決定年月日　平成21年10月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２１５７１号
埼玉県和光市中央２丁目４―３―604、開始決定時の住所埼玉県和光市白子２丁目11―８―607
破産者　鈴木　　薫
１　決定年月日　平成21年10月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２１５８０号
東京都足立区南花畑２丁目47番６号
破産者　有限会社小川興業
１　決定年月日　平成21年10月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０４９号
東京都北区赤羽台３丁目14―21
破産者　浅沼　正良
１　決定年月日　平成21年10月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２８２号
東京都北区昭和町３丁目９―１―801　ライオンズマンション尾久第３・鈴木方
破産者　姜晶子・大森晶子・大森明子こと　姜　明子
１　決定年月日　平成21年10月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９７１号
東京都江戸川区篠崎町３丁目25―４―103
破産者　田代　雅昭
１　決定年月日　平成21年10月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３６０６号
埼玉県越谷市蒲生２丁目１―37　ルミエールⅡ203、開始決定時の住所埼玉県越谷市蒲生東町４―48―304
破産者　高橋　祐二
１　決定年月日　平成21年10月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部